

グループホーム ユーカリ優都びあ 料金表

<基本料金の詳細>

(1割負担)

(A) 基本利用料(1ヶ月) 152,700円	家賃 66,000円	食材料費 57,000円	水光熱費29,700円
--------------------------------	------------	--------------	-------------

(B) 介護保険/介護予防 個別負担(佐倉市)

(注・1) 1単位10.45円での計算となります。

(注・2) 入居から30日間に限り初期加算が算定されるため、30日間で30単位が加算されます。

(注・3) 生活機能向上訓練加算が算定された月は、30日間で200単位が加算されます。

(注・4) 口腔衛生管理加算が、30日間で30単位が加算されます。

(注・5) 口腔・栄養スクリーニング加算が算定された月は、30日間で20単位が加算されます。(6カ月ごと)

(注・6) 科学的介護推進体制加算が、30日間で40単位が加算されます。

(注・7) 栄養管理体制加算が、30日間で30単位が加算されます。

(注・8) 生産性向上推進加算が、30日間で10単位が加算されます。

(注・9) 協力医療連携加算が、30日間で100単位が加算されます。

要介護度	①所定単位数 (1日あたり)	②サービス 提供体制強化 加算(1日あたり)	③月単位数計 (①+②)×30 (注: 4+6+7+8+9)	④処遇改善加算 (③×18.6%) 月30日の場合	⑤地域加算 (③+④)×10.45	利用者負担額 月30日の場合	1ヶ月合計 利用料金 (A)+(B)
要支援2	749単位	22単位	23,340単位	4,341単位	289,266円	28,927円	181,627円
要介護1	753単位	22単位	23,460単位	4,364単位	290,760円	29,076円	181,776円
要介護2	788単位	22単位	24,510単位	4,559単位	303,771円	30,378円	183,078円
要介護3	812単位	22単位	25,230単位	4,693単位	312,695円	31,270円	183,970円
要介護4	828単位	22単位	25,710単位	4,782単位	318,641円	31,865円	184,565円
要介護5	845単位	22単位	26,220単位	4,877単位	324,963円	32,497円	185,197円

<入居一時金> 返還金制度あり

270,000円(3年償却)

$$\text{返還金} = \text{入居金} \times \frac{\text{償却期間(36ヶ月)} - \text{入居月数}}{\text{償却期間(36ヶ月)}}$$

<施設維持管理費>

30,000円(入居時償却)

共用部電化製品の維持管理費に充てます。

<個人が使用した消耗品等の費用>

個人で使用した品は実費精算となります。例えば、嗜好品、おむつ代、理美容代等。

<医療費>

在宅と同じ条件であるため、医療保険により受診した場合、一部負担金が必要となります。また、入居時の健康診断費も必要となります。

お問い合わせ、ご見学、随時承っております。(担当: 武藤・藤本)

R6. 4. 1改訂

グループホーム ユーカリ優都びあ 料金表

<基本料金の詳細>

(2割負担)

(A) 基本利用料(1ヶ月) 152,700円	家賃 66,000円	食材料費 57,000円	水光熱費29,700円
--------------------------------	------------	--------------	-------------

(B) 介護保険/介護予防 個別負担(佐倉市)

(注・1) 1単位10.45円での計算となります。

(注・2) 入居から30日間に限り初期加算が算定されるため、30日間で30単位が加算されます。

(注・3) 生活機能向上訓練加算が算定された月は、30日間で200単位が加算されます。

(注・4) 口腔衛生管理加算が、30日間で30単位が加算されます。

(注・5) 口腔・栄養スクリーニング加算が算定された月は、30日間で20単位が加算されます。(6カ月ごと)

(注・6) 科学的介護推進体制加算が、30日間で40単位が加算されます。

(注・7) 栄養管理体制加算が、30日間で30単位が加算されます。

(注・8) 生産性向上推進加算が、30日間で10単位が加算されます。

(注・9) 協力医療連携加算が、30日間で100単位が加算されます。

要介護度	①所定単位数 (1日あたり)	②サービス 提供体制強化 加算(1日あたり)	③月単位数計 (①+②)×30 (注: 4+6+7+8+9)	④処遇改善加算 (③×18.6%) 月30日の場合	⑤地域加算 (③+④)×10.45	利用者負担額 月30日の場合	1ヶ月合計 利用料金 (A)+(B)
要支援2	749単位	22単位	23,340単位	4,341単位	289,266円	57,854円	210,554円
要介護1	753単位	22単位	23,460単位	4,364単位	290,760円	58,152円	210,852円
要介護2	788単位	22単位	24,510単位	4,559単位	303,771円	60,755円	213,455円
要介護3	812単位	22単位	25,230単位	4,693単位	312,695円	62,539円	215,239円
要介護4	828単位	22単位	25,710単位	4,782単位	318,641円	63,729円	216,429円
要介護5	845単位	22単位	26,220単位	4,877単位	324,963円	64,993円	217,693円

<入居一時金> 返還金制度あり

270,000円(3年償却)

$$\text{返還金} = \text{入居金} \times \frac{\text{償却期間(36ヶ月)} - \text{入居月数}}{\text{償却期間(36ヶ月)}}$$

<施設維持管理費>

30,000円(入居時償却)

共用部電化製品の維持管理費に充てます。

<個人が使用した消耗品等の費用>

個人で使用した品は実費精算となります。例えば、嗜好品、おむつ代、理美容代等。

<医療費>

在宅と同じ条件であるため、医療保険により受診した場合、一部負担金が必要となります。また、入居時の健康診断費も必要となります。

お問い合わせ、ご見学、随時承っております。(担当: 武藤・藤本)

R6. 4. 1改訂

グループホーム ユーカリ優都びあ 料金表

<基本料金の詳細>

(3割負担)

(A) 基本利用料(1ヶ月) 152,700円	家賃 66,000円	食材料費 57,000円	水光熱費29,700円
--------------------------------	------------	--------------	-------------

(B) 介護保険/介護予防 個別負担(佐倉市)

(注・1) 1単位10.45円での計算となります。

(注・2) 入居から30日間に限り初期加算が算定されるため、30日間で30単位が加算されます。

(注・3) 生活機能向上訓練加算が算定された月は、30日間で200単位が加算されます。

(注・4) 口腔衛生管理加算が、30日間で30単位が加算されます。

(注・5) 口腔・栄養スクリーニング加算が算定された月は、30日間で20単位が加算されます。(6カ月ごと)

(注・6) 科学的介護推進体制加算が、30日間で40単位が加算されます。

(注・7) 栄養管理体制加算が、30日間で30単位が加算されます。

(注・8) 生産性向上推進加算が、30日間で10単位が加算されます。

(注・9) 協力医療連携加算が、30日間で100単位が加算されます。

要介護度	①所定単位数 (1日あたり)	②サービス 提供体制強化 加算(1日あたり)	③月単位数計 (①+②)×30 (注: 4+6+7+8+9)	④処遇改善加算 (③×18.6%) 月30日の場合	⑤地域加算 (③+④)×10.45	利用者負担額 月30日の場合	1ヶ月合計 利用料金 (A)+(B)
要支援2	749単位	22単位	23,340単位	4,341単位	289,266円	86,780円	239,480円
要介護1	753単位	22単位	23,460単位	4,364単位	290,760円	87,228円	239,928円
要介護2	788単位	22単位	24,510単位	4,559単位	303,771円	91,132円	243,832円
要介護3	812単位	22単位	25,230単位	4,693単位	312,695円	93,809円	246,509円
要介護4	828単位	22単位	25,710単位	4,782単位	318,641円	95,593円	248,293円
要介護5	845単位	22単位	26,220単位	4,877単位	324,963円	97,489円	250,189円

<入居一時金> 返還金制度あり

270,000円(3年償却)

$$\text{返還金} = \text{入居金} \times \frac{\text{償却期間(36ヶ月)} - \text{入居月数}}{\text{償却期間(36ヶ月)}}$$

<施設維持管理費>

30,000円(入居時償却)

共用部電化製品の維持管理費に充てます。

<個人が使用した消耗品等の費用>

個人で使用した品は実費精算となります。例えば、嗜好品、おむつ代、理美容代等。

<医療費>

在宅と同じ条件であるため、医療保険により受診した場合、一部負担金が必要となります。また、入居時の健康診断費も必要となります。

お問い合わせ、ご見学、随時承っております。(担当: 武藤・藤本)

R6. 4. 1改訂